

Q使い込みの返還請求を行うとき、原告と被告の言うべきこと証明すべきことは何でしょうか。

※原告＝返還請求をするあなた、被告＝返還請求を受けるきょうだい

当事者の方はとてもよく勉強されていて、このようにお聞きになる方が最近多いです。

使い込み返還請求訴訟の主張立証のしくみを表にまとめました。ただし、下記表は典型例を想定しており、具体的主張証明の仕方は各事案で異なります。

詳しくは、当事務所にお問い合わせください。

A)原告の返還請求の主張		B)被告の言い訳		C)原告の反論		D)Aを認めた、Bが成り立たないときの被告のさらなる言い訳			
主張する事実	証明	言い訳の事実	証明	反論する事実	証明	更なる言い訳の事実	証明		
きょうだいが引き出した。	銀行の取引履歴	引き出していない。	陳述書(父自ら銀行に行っていた。父の預金を管理していたのは姉である。)	当時父の預金を管理していたのは被告である。	陳述書(父自ら銀行に行ける状況になかった。当時の父の預金の管理状況)	原告に対し反対債権がある。相殺する。	借用書		
父にことわりなく勝手に引き出した。	父は当時施設に入っていた。認知症だったという概略でOKカルテ、介護記録があるといい)	父と一緒に銀行に行った。	伝票	父でなくきょうだいの筆跡である。	父ときょうだいの筆跡のある資料	銀行の送金記録	原告の領収証		
		父から頼まれておろした。父に渡した。	引き出し金額がその都度適正な額。	父の生活状況からは過度な引き出しである。	父の介護記録、カルテ				
			委任状	父でなくきょうだいの筆跡である。	父ときょうだいの筆跡のある資料	一部使い込みを認め原告に一部返した。			
		父から頼まれておろした。父の必要経費に使った。	引き出し金額がその都度適正な額。	父の生活状況からは過度な引き出しである。	父の介護記録、カルテ				
			委任状	父でなくきょうだいの筆跡である。	父ときょうだいの筆跡のある資料				
			領収証	父のための経費でない領収証である。	陳述書(父の属性から父のためでない。)	架空の領収証である。	陳述書(全くほかの者のための関係ない領収証である。)	原告が返さないでいいと言った。	原告が債権を免除する とした手紙
		父から贈与された。	贈与契約書	偽造。父に能力がなかった。	父ときょうだいの筆跡のある資料、父の介護記録、カルテ				
			父の遺言	偽造。父に能力がなかった。	父ときょうだいの筆跡のある資料、父の介護記録、カルテ				
	陳述書(父から贈与された経緯)	父に贈与の動機はなかった。	陳述書(父と当時の原告被告の関係)						
父が死亡し、相続が開始した。	戸籍謄本								